

第52表 第2回総選挙当選者及び次点者得票数

選挙区	有権者数	当 選 者	得票数	次 点 者	得票数
第一区	268	島 田 三 郎	164	朝 田 又 七	28
第二区	2,048	山 田 泰 造	900	大 塚 成 吉	836
第三区	1,635	石 坂 昌 孝	890	吉 野 泰 三	663
		瀬戸岡為一郎	720	一	—
第四区	950	山 田 東 次	703	加 藤 泰 次 郎	52
第五区	1,679	山 田 嘉 毅	771	菊 池 小 兵 衛	646
第六区	2,171	福 井 直 吉	1,861	山 口 左 七 郎	41

江川喜次郎『政戦録』から

して熱弁を振り、民党団結の氣勢を上げた。

各選挙区の 経過と結果

第一区は、島田三郎が自由・改進黨の一致した支持をうけ、兩党連合の模範選挙区であった。島田は肥塚龍らと共に改進黨における兩党連合推進派の急先鋒であった。島田は、板垣退助と会見し、今回の選挙が「藩閥立憲二主義の競争」であるから、選挙において兩党が「相提携する方向」をとることで合意をとりつけた（『毎日』明治二十五年一月三十日付）。島田のこうした努力によって圧倒的な支持を得たのであった。

第二区は、改進黨が山田泰造支持で一本化できなかったが、前年秋の大会で改進黨中央の評議員となった井田文三らが熱心に山田を支援した。山田の対立候補は前回改進黨に全面的推薦を受けた大塚成吉で、今回は改進黨の一部と、前回大同派の吉田正春をかつぎ、終盤で添田知義擁立にぐらぐらえした飯田彰重らの強力な支持を受けた。山田苦戦が伝えられた中で、一月二十七日、久良岐郡大岡村において第二区民党演説会が、千余名の参加のもとに開催された。こうした支援が功を奏し、接戦ながら山田は前回よりも票を伸ばし当選したのである。

第四区では、当初、三浦郡の改進黨系の島田仙吉・鈴木福松・鈴木惣右衛門らの有志者は、前回同様、肥塚龍を擁立しようとしたが、肥塚は山田東次再選を要請した。一月十九日、彼らは協議会を開き山田東次を再選することに決した。この結果、鎌倉郡を基盤としていた山田東次は圧倒的支持を得て当選となった。

第五区は、これとは全く異なった様相を呈した。同区は中島信行の辞退によって、一月九日、厚木町において候補者選定会が開かれ、山田嘉穀・菊池小兵衛のうち中島の指名で山田に決まった。しかしこの決定に不満を持った菊池は自由党を脱し、同区の改進黨系有志の支持を受け、山田と対決することになった。中島という大物の辞退が自由党系の内部分裂となった。この選挙における対立はやがて自由・改進黨対立の県内における震源地となつて行くのであった。

第三区は、「吏党対民党」、「藩閥対立憲」という図式が当てはまる典型的な選挙区であり、内務大臣品川弥次郎の指揮する「選挙大干渉」を現出した。民党の石坂・瀬戸岡に対し、吏党は、前回同様吉野泰三と、それに八王子町長であつた平林定兵衛が對抗した。吉野らは警察と密接に連携し、大量の無頼の徒をやとい民党支持者の切り崩しに奔走した。また、大量の巡查が横浜警察署から動員された。大矢正夫はその自叙伝で次のように伝えている。

本県警察ハ、本部ヨリ三十余名ノ巡查ヲ派出シ、平服巡查ヲシテ、公然区内選挙民ヲ遊說セシメ、且ツ遊說者ヲ護衛セン為メ、他ニ口実ヲ設ケテ、一名ノ正服巡查ヲ伴ハシメタリ。而シテ或ハ説クニ權威ヲ以ッテシ、或ハ誘フニ金福ヲ以ッテシ、或ハ威赫恐喝シ、……甚シキハ無頼ノ徒ヲ使喚シテ、直接又ハ間接ニ、選挙民ヲ強迫セシメタルコト是ナリ（『大矢正夫自叙伝』）

こうした警察の徹底した干渉に對抗して、民党も、仕込み杖つゑやピストルで武装した壮士団を組織した。投票日の前日には、北多摩の府中に乗り込んだ森久保作蔵を生命の危険があるとの理由で府中分署に拉致らっし監禁し、石坂のおひぎもとと鶴川村では民党壮士の総指揮官村野常右衛門が在宅のまま数十名の警察官に包囲軟禁された。こうしたなかでも、石坂、瀬戸岡は当選した。三多摩がいかに自由党によって組織化されていたかを示していた。

吏党に対する激しい憎悪は軌道はずれ、暴走し、殺人事件を引き起こした。三月十二日深夜南多摩郡鶴川村に居住する医師大須賀明が殺害された。警察は待つてましたとばかりに「嫌疑」者を次々と拘引くわいひんした。鶴川村の青年壮士の犯行と判明し

た。大須賀が民党支持の約束をしながら、吏党吉野に寝返り、同村の票をとりまとめたというのが犯行の動機であった。村野常右衛門らも謀殺教唆の容疑で検挙された。しかし証拠不十分で釈放された。鶴川村の青年壮士七名が裁判の結果無期徒刑となり、厳寒の綱走刑務所などに送られた。

三月一日、横浜の旧公道倶楽部において、自由・改進黨有志の主催で、神奈川県民党代議士歓迎会が開催された。当日横浜の停車場から、島田三郎・山田泰造・石坂昌孝・瀬戸岡為一郎・山田東次・山田嘉毅・福井直吉の七代議士は数十両の腕車わんしゃを連ねて行進した。先頭には民党万歳などと大書した数本の旗を翻し、騎馬がこれを指揮するといった一大デモンストレーションが会場に向かって挙行された。一行が会場に到着すると数十発の花火が打ち上げられ、県下の有志者三百余名の民党万歳の声に会場が包まれた。梶野敬三の開会の辞、代議士総代島田三郎の答辞、来賓竜野周一郎の講演、懇親会等々、民党連合の勝利に酔うがごとき集会であった。

一方、第三区の警察官による選挙干渉への抗議が、活発且つ執拗しつように行われた。南多摩郡鶴川村・忠生村・町田村等の有志総代村野常右衛門・井上吉之助（県会議員）・細野喜代四郎ら九名の田沼書記官との会見、県会議長水島保太郎・県会議員黒部与八・井上吉之助らの田沼書記官との会見、西多摩郡有志総代瀬沼伊兵衛（県会議員）・中西伸太郎・奥野平吉らの、同郡の警察官吏送を求めた田沼書記官との会見、南多摩郡忠生村拷問事件についての山田東次・福井直吉両代議士による副島内務・田中司法・榎本外務各大臣への陳情、津久井郡有志総代梶野敬三・岡部芳太郎（県会議員）・都筑郡有志総代佐藤貞幹らによる、警察官の選挙干渉及び忠生村拷問事件につき、副島内務大臣への陳情等々、このような抗議・陳情が二月末から翌九三年二月まで続いた。

三 高座郡の「血戦」

神奈川自由 党の主導権

一八九二年五月に召集された第三回議会において貴族院では「選挙干渉に関する建議案」が可決された。また、衆議院では「選挙干渉に関する上奏案」は三票という僅少差で否決されたが、「選挙干渉に関する建議案」は可決された。松方首相は選挙干渉の事実を否認し、議会在院外で起きた事件を審査するのは越権であり、国務大臣たるもの議会の決議で進退しなと言明し、決議案が可決されるや、議会の七日間停会を命じた。

この間、自由党は、第一回議会の終了した一八九一（明治二十四）年三月と十月の両度の大会において、党名を立憲自由党から自由党へ変更（三月）するとともに、大井憲太郎らに指導され、急進的な行動をもって議員・党員を突き上げる院外党員の力を排除する議員団優位と総理専制の組織改革を完了していた。この組織改革の主役が星亨であった。星亨は地方の利益還元を求める潮流をいち早くキャッチしていた。彼は自由党の組織改革を梃子として、自由党急進派の拠点関東会に手をのばした。

一方関東会の領、袖大井憲太郎、新井章吾らは議員団優位の党組織改革に反発し、九二（明治二十五）年四月二十日、東京江東中村楼に同会の総会を開いた。神奈川県からは石坂昌孝・福井直吉・山田東次・山田嘉毅・瀬戸岡為一郎の各代議士他三十八名が出席し、石坂昌孝が大会の議長を務めた。中心的な議題は、従来非政社組織であった関東会を政社組織とするための規則改正であった。関東会は、四月二十五日に開かれた自由党の大会に党組織改革に関する建議書を提出した。建議書は党組織を全国を六ブロックとし、各独自な組織体制をもつ連合組織とすることを提案していた。

関東会内部では多数を制し得なかつた星亨は、この建議書を党大会準備の本部協議会で否決し、大会では討論ぬきであつさり葬ることに成功した。関東会は混乱に陥り、石坂昌孝・瀬戸岡為一郎らは関東会を脱した。六月二十五日、神田連雀町の金清楼において、星亨は石坂昌孝・福井直吉・山田東次・瀬戸岡為一郎ら関東会を脱した有力代議士を結集し、「吾人は自由党現今組織の下に於て相互に提携し誓て一致の運動を為す事」(『毎日』明治二十五年六月十六日付)を決議し、星主導の下に関東の自由党組織の混乱收拾に乗りだしたのであった。星は、三多摩の若い壮士団を動かして関東会を掌握していた大井憲太郎とは全く逆に有力代議士を掌握することで、大井を蹴落としたのであった。大井が自由党を脱党したのは、この三日後、六月二十八日であった。神奈川県はこうして星の掌握下に入った。

両党提携の終焉

星の次の狙いは、自由・改進黨の協力関係に楔を打ち込むことであつた。政府が第一回議會会以来、やっきになつて後藤象二郎らを使って進めていた「自由・改進黨ノ合同ヲ割カシムルノ策」(伊藤博文あて伊東巳代治書簡、弁味準之輔『日本政党史論』)を、その意図は異なつてゐるにせよ、星は実現しようとしたのであり、その機会はまもなくやつてきた。

一八九二年十一月十五日、自由党は党大会を開き、第四回議會会に対する方針——従来の政費節減・民力休養策には変更はないが、いわゆる国是問題、すなわち国民の生活・国民の教育・外交・国防に関しては、我党は現内閣を信用しないが、「積極的手段」を執る(『党報』二九号付録)——を決議した。これより先、十一月九日、板垣邸において、星・河野広中ら自由党幹部は「自由党ハ世間ノ風評ニ構ハス積極構造的ノ方針ヲ執リ、此主義ニ合フ者ハ総テ採用スル事、吏党トカ民党トカ批評ニ構ハサル事」(伊藤博文あて井上馨書翰、板野潤治『明治憲法体制の確立』)を申し合わせていた。この方針は政策的には、政府の強兵富国策への全面的同調であり、第一回議會会以来、民党の主張であつた政費節減・民力休養は政府の許容範囲内で実現しようとす

るものであった。

こうした自由党の方針が発表されてまもなく、十一月二十八日、民党連合の推進役である改進黨の島田三郎は「民党の政治方針」〔毎日〕明治二十五年十二月五（十一日付）と題して、長演説を行った。演説の中味は、もっぱら政費節減・民力休養の重要性の強調と「積極的手段」に対する批判であった。星配下の『自由新聞』は早速、これにかみつき、自由党を冷評したものと、ここぞとばかりに反改進黨キャンペーンを行った。島田三郎は「真相を表明して世人の惑を解く」〔毎日〕明治二十五年十二月一日付）において次のように述べている。

予は断言す、予は自由党の政略を冷評せずと、而して之を冷評すと言ふは予の本意を誤解せる者なり、自由党若し積極の方針を取らんと欲する歟、果して然りとするも、積極の方針を取らんとする者、豈自由党の専有説ならんや、全国多数の改進黨員中或は此意見を有する者なしとせず云々

島田の言うように、「積極的手段」に対する批判は一般論として主張されたものであった。しかし、星にとっては、両党離間の口実になればなんでもよかった。自由・改進黨間でこの問題に関して数度の折衝がもたれたが、自由党は、島田の演説は我党の方針に対する批判であり、突然挨拶もなく我党の方針を攻撃したのは極めて不快である。将来我党も同様な態度をもつて容赦なく批判する旨の申し入れを行い、それまで続いた両党の連合に終止符を打った。

県会の解散と選挙

こうした自由・改進黨の対立が県下に現れる契機となったのは、第二回総選挙において両党連合が全く失敗に帰した高座郡においてであり、その発端は九二年十二月の通常県会解散による県会議員選挙においてであった。

自由党系の県会議員らは二月以来やつきになって選挙干渉の責任を追求し、知事・警部長の罷免を求めて再三その筋へ陳情

してきたが一向に効果が上がらなかった。業を煮やした彼らは通常県会に先立つ十一月十八日、旧公道倶楽部に参集した。この日中央からは自由党の領袖星亨・河野広中・立川雲平らが、また県選出の代議士も来浜し、来たる通常県会において選挙干渉の責任を徹底的に追求し、万一、県会解散となった場合は前議員を再選する等を決議し、大いに氣勢をあげたのであった。十二月十二日、警察費審議の冒頭、南多摩郡選出の土方房五郎が、内務大臣井上馨あての建議案を緊急動議として提出した。建議案は、

我神奈川県知事内海忠勝及警部長菅井誠美等ハ本年二月衆議院議員総選挙ノ際ニ当リ警察権ヲ濫用シ一党ヲ助ケ不法ノ干渉ヲ行ヒ、我県民ヲシテ相反目セシムルニ至レリ、爾來數月知事ト県民トノ際離甚シキヲ加ヘ県治ノ態、到底安寧ヲ望ムヘカラサルモノアリ（『神奈川県通常県会議事筆記』一八九二年十二月）

と述べ、「速カニ知事警部長等ノ罷職ヲ上奏セラレントヲ」と結んでいた。この動議は、出席議員四十二名（郡部三十四名・市部八名・欠席十五名）中、反対したのは橘樹郡選出の飯田彰重・原文次郎ら五名のみで、三十七名の圧倒的多数で可決された。そのため十六日県会は解散を命ぜられた。

年が明けた一八九三（明治二十六年）年一月四日、旧公道倶楽部に、自由党の本県選出の代議士・前県議、その他五百余名が参集した。彼らは県会議員選挙の方針として、知事・警部長罷免建議に賛成した前議員はすべて再選、反対した者は再選しない旨決議したのであった。ところが、森久保作蔵の非再選議員に関する報告には、実際には建議に賛成していた高座郡の改進黨員榎本義章及び高橋伊三郎が含まれていた。彼らが非再選議員に上げられたのは単に改進黨員であったからではない。現に、森久保の報告では第二回衆議院議員選挙において両党連合を推進するために山田泰造を支援した改進黨員井田文三が、橘樹郡の推薦候補となっていた。また、横浜市では両派の話し合いで候補者の選定が行われていた。星亨にとって、第二回衆議

院議員選挙以来の両党の協力関係を打ち壊すには、その当時から両党が対立していた高座郡が恰好の場所であった。榎本・高橋の二名を建議反対者として非再選グループに入れた背後には、星傘下のねつ造の臭いがふんぷんとしていた。

二月一日の選挙の結果、高座郡では、自由党は金子小左衛門・志村大輔・長谷川彦八の三名を当選させたが、改進黨は高橋伊三郎を当選させたにすぎなかった。同郡の改進黨系の人びとは、この選挙において郡長の事務取り扱いに不正があったとし、選挙やり直しの訴訟を起こした。こうして、ますます同郡における対立は深まって行くのであるが、しかし、まだこの段階では県下における両党の関係は、全面的な対立関係とはならなかった。選挙干渉に関する知事・警部長の罷免要求は、『反藩閥反官僚』・『民党団結』のスローガンの方が似つかわしい。改進黨が県民にとっての『反藩閥反官僚』すなわち知事・警部長の罷免要求を堅持しているかぎり、反藩閥反改進黨のスローガンは、選挙民の手前成り立ちにくい。これが成立するには別の条件が必要であった。

いわゆる三多摩分離法案に対する改進黨の態度が、県下における両党連合を破綻させる決定的条件を与えることになった。島田三郎や肥塚龍らは両党連合、民党団結の必要性を強調していたにもかかわらず、星亨に対する反発からいわゆる三多摩分離法案の政治的性格——知事・警部長罷免運動に対する報復——を見抜けず同法案に賛成し、三多摩自由党の反改進黨感情を激昂させた。星亨ら両党連合反対派にとってまたとない機会であった。星らは選挙干渉によって醸成した『反藩閥反官僚』のエネルギーを、この事件を最大限に利用して、反改進黨エネルギーへと転化させていった。

武相支部と同志会

三多摩分離に憤激する県下自由党のエネルギーを組織拡大へと結びつけるのに、極めて好都合であったのは、第四回議会において「集会及政社法」が改正され、政党は一八八二年の「集会条例」改正以来、久びさに支部を設けることができるようになったことであった。三月八日、高座郡鶴沼沼村において、自由党の県選出代議士石

坂昌孝・瀬戸岡為一郎・山田泰造・山田嘉毅・山田東次、それに県會議員ら五十名が参集し、神奈川県自由党支部規則作成について協議し、山田東次ら五名を起草委員に選んだ。三月十五日には神奈川県自由党大会を横浜の旧公道俱樂部において、二百五十余名の参加のもとに開催した。議決された支部規則は次のようになっていた。

自由党支部規則案

第一条 当部の名称は自由党武相支部とす。

第二条 当部の範囲に属する境域は左の一市十五郡とす（省略）。

第三条 当部は之を横浜に設置す。

第四条 当部は左の役員を置く。

(一)、部長一名 (二)、幹事三名 (三)、会計監督二名 (四)、常議員四十名 (五)、事務員一名

第五条 部長幹事及会計監督は部員惣会に於て選挙し其任期は一年とす。但し再選せらるることを得。

第六条 常議員は市を五名以下、郡を三名以下とし、部員の多寡に依り第四条に記載したる惣員数を配当し、市郡の部員に於て之を選挙す。

第七条 事務員は部長之を選定す。

第八条 部長は当部一切の事務を総督し、諸般の責に任す。

第九条 幹事は本部経費の収支を掌り及事務を整理す。

第十条 会計監督は本部の会計を精査す。

第十一条 常議員は当部重要な事件を評議す。

第十二条 (省略)

第十三条 当部員たらんとする者は部員二名以上の紹介を以て当部に申出つへし。

第53表 各郡別常議
員割当

郡市名	人数
横浜市	5
浜郡	2
久良岐郡	2
橘樹郡	2
都筑郡	2
西多摩郡	2
南多摩郡	3
北多摩郡	3
鎌倉郡	2
三浦郡	2
高座郡	3
津久井郡	2
大住郡	3
滝上郡	2
足柄下郡	3

『党報』33号から

の弱さを如実に物語っていた。

一方、改進黨も組織の整備を図り、神奈川県同志会を結成した。同志会規則草案のできたのは三月であったが、発会式は五月一日、横浜市太田の東耕楼において挙行した。同会の規約第二項に「本会は本県内進歩主義を有する同志者の懇親を結ぶ目的とする者」（『毎日』明治二十六年三月二十二日付）とあり、改進黨の県支部を名乗っていなかった。自由党と異なり、その組織

を決議し、閉会した。

満場一致で、規則案を議決した後、平野友輔の動議により、今回限り、役員選挙は常議員に一任することに決し、次いで規則第四条の常議員の各郡市への割当案が起草委員から提案され、議決された。こうして、規則案の審議を終了し、改正「集会及政社法」の施行までは社交倶楽部として、武相倶楽部を名乗ることとなった（武相支部が正式に発足したのは九月三日）。大会は津久井郡選出の県会議員岡部芳太郎の提案で、各郡市から三多摩郡復旧の陳情書を総理大臣及び内務大臣へ提出することを決議し、閉会した。

第十四条 当部員にして不都合の行為ありと認むるときは常議員会の議決を以て之か除名を自由党本部に請求すへし。

第十五条 当部経費の収支方法は常議員会の議決に任す。

第十六条 此規則は部員惣会にあらざれば変更することを得ず。

（『党報』二三号）

高座郡の「血戦」

星亨らの思わく―自由党の組織拡大―

は、まず、東京府に編入された三多摩郡の府会議選挙において第一段階を経た（五節参照）。そして、五月八日、高座郡の再選挙の裁定（七月二十日再選挙投票日）がくだるや、星は裁定に不満を鳴らす県会議員らを説得し、

第54表 高座郡県会議員選挙結果

当 選 者	得票	次 点 者	得票
大 島 正 義(自)	2,150	伊 東 裕 吉(改)	1,982
長 谷 川 彦 八(自)	2,146	川 井 考 策(改)	1,981
金子小左衛門(自)	2,141	高 橋 伊 三 郎(改)	1,976
志 村 大 輔(自)	2,131	山 宮 藤 吉(改)	1,975

『神奈川県会史』第二巻から

反改進黨エネルギーを組織拡大へ結びつけていった。

自由党は総理の板垣退助・星亨を先頭に県選出代議士が、改進黨は島田三郎・肥塚龍・大津淳一郎らがそれぞれ乗り込んだ。双方郡内各地で演説会・懇親会等を開き、壮士を大量に動員し、選挙人の獲得をめぐる抗争を繰り返した。抗争の激しさは前年二月の三多摩郡における干渉選挙戦と勝るとも劣らなかつた。ただ異なるのは今回は相手が官憲ではないということであった。七月に入ると遂に血を見ることになった。七月十一日綾瀬村において自由党演説会が開かれることを聞きつけた改進黨の候補者山宮藤吉や、横浜の弁護士高橋留吉らは壮士を引き連れ会場に乗り込もうとした。その途上、自由党の星亨・県会議員鈴木本稻之輔、同党の候補者金子小左衛門及び長谷川彦八の両名、それに護衛の壮士と遭遇した。双方の罵倒喧嘩の最中、自由党の壮士がピストルを乱射した。そのため改進黨の高橋ら二名が負傷し、その場から引き揚げた。憤懣やるかたない高橋らは自由党の当事者を故殺未遂容疑で告訴し、その結果自由党の長谷川・金子両候補が拘引されたのである。ところが、同月二十四日には自由党の候補者志村大輔の居村、田名村へ改進黨の候補者高橋伊三郎らが壮士を引き連れて乗り込み、自由党の壮士と白刃をまじえて抗争し、自由党の壮士二名が刀傷を負った。今度は自由党が高橋らを告訴したのであった。拘引されたのは八王子の剣客唐鎌松之助とその門弟一人であった(これも無罪)。こうした紛争は各地でくりひろげられた。動員された壮士は、かつて社会改革の野望に燃えた民権派壮士とは似ても似つかず、未成年者から博徒に至るまで動員し、仕込杖・刀剣・ピストルなどで武装し、白襦袢、白股引、紺の脚絆に鞋掛け、頭には麦わら帽子という出で立ちで、自由党はこの帽子の周囲に赤筋を、改進黨は白筋を入れ、まるでやくざの出入りに等しい流血の紛争が繰り返